

日本中世禅林における柳文解釈

―「送薛存義之任序」の場合―

(人文・社会科学漢文学研究室) 太田 亨

はじめに

日本中世禅林において、その作品が愛玩された中国文人に柳宗元がいる。柳宗元の作品は、南北朝時代を経て室町時代末期になるにつれ、韓愈よりも重視されるようになり、その結果、今になおそれらに対する禅僧の解釈が残されている。^① 筆者はこれまでに現存する禅僧の柳文解釈を用いて、「乗桴説」がどのように解釈されたかについて検討した。^② 本稿では、さらに「送薛存義之任序」について、禅僧がどのように解釈をしていたか検討する。

一、禅林における「送薛存義之任序」解釈

「送薛存義之任序」は、柳宗元の作品集に収められているのは勿論のこと、『古文真宝』や『文章軌範』にも収められている。『柳宗元集』は卷二十三、『古文真宝』は卷三の序類、『文章軌範』は卷三の小心文(細微の点にまで周到の注意をなし、精錬微妙の筆力で綿密に議論した文章)に収められている。

禅僧の柳文解釈としては、建仁寺両足院に所蔵される『柳文抄』(以下『柳文抄』)と呼称^③がある。また各機関に所蔵される五山版『新刊五百家註音弁唐柳先生集』四十五卷(以下『五百家本』と呼称)には作品の注解に関する書き入れが残っている。「送薛存義之任序」において禅僧の書き入れが顕著に残っている『五百家本』に、国立歴史民俗博物館蔵『五百家本』(以下『民博本』と呼称)・東北

大学蔵『五百家本』(以下『東北本』と呼称)がある。

禅僧は『古文真宝』についても多くの抄物を残している。比較的容易に見ることのできる『古文真宝』の抄物として、笑雲清三が諸抄を編集したもの(校注漢文叢書所収。以下『笑雲抄』と呼称)、桂林徳昌が講じて一元光演が聞き取ったもの(続抄物資料集成所収。『一元抄』と呼称)、彦龍周興が講じたもの(続抄物資料集成所収。以下『彦龍抄』と呼称)、仁如集堯と月溪聖澄が講じたもの(東京大学文学部国語研究室所蔵。以下『仁月抄』と呼称)、寛永庚午に活字版で出版されるが講抄者が不詳のもの(抄物小系所収。以下『活字抄Ⅰ』と呼称)、寛永中に活字版で出版されるも講抄者が不詳のもの(国会図書館他所蔵。以下『活字抄Ⅱ』と呼称)が存する。

以上の資料を用いて「送薛存義之任序」の解釈について検討する。禅僧の解釈の場合、複数の本に重複して引用されている場合がある。本稿への引用に際しては、ある禅僧の解釈を挙げ、その解釈が他にも掲載されている場合は、その書名を明記するとどめる。

二、「送薛存義之任序」の制作年について

この作品の製作年代について、『仁月抄』では、『古文真宝』の注に引用されている諸注を取り上げ、参照している。

本集ニハ作下送ニ薛存義之一レ任序上ト。韓曰、存義令ニ永州之零陵ニ、其去ルトキニ也。公序シテ而送レ之。一本無ニ之レ任ニ二字一。

勝覽前集ニ二十五ニ、永州有ニ零陵郡陽東安一、柳宗元貶永州司馬ト。薛存義為守。柳子厚モ薛存義モ河東人也。同郷人也。

句解ニ、如薛之存義河東人、将レ行不詳所往ト。必為郡守与令云々。私ニ云ク、如之、両字不レ詳。

排韻、薛存義、假零陵令、蚤作夜思、勩力勞心、訟者平賦者均。柳子厚贈之任序トアリ

『仁月抄』の註者は、『五百家本』の注、『方輿勝覽』前集二十五、『古文句解』、『排韻』を引用・参照している。諸注では作詩背景に対する解釈が異なっている。『五百家本』では、題に「之任」の二字があるとし、その注に韓醇が、薛存義が永州の零陵に官を得て赴く時に製した作品としている。『方輿勝覽』では、零陵の位置と薛存義の出身が柳宗元と同じく河東であることを指摘する。『句解』では、薛存義がこれからどの任地に赴くか分からないが、郡守か令として赴くだろうとし、注に「如薛之存義河東人」とある「如」と「之」の字が不詳だとする。『排韻』では、薛存義の人物紹介の後に、その典拠が「柳子厚贈之任序」であるのを挙げている。これらを参照して禅僧は作詩背景を考えたいようである。

題名の異同の問題も存するが、作詩背景の問題としては、1薛存義が零陵の任に赴くと解釈するものと、2これからどの任に赴くか分からないと解釈するものの二つがある。

1薛存義が零陵の任に赴くと解釈するものを列挙する。(これ以降の引用文において、禅僧の名前が明記してある箇所には太字ゴシック体で表す)

・薛存義河東永州零陵太守トナルホドニ柳子厚カ送行ニ此序ヲカイテ送ルソ。柳宗元モ永州ノ司馬トナル者也。コノ序ハ永州ノ作ソ。本集二十三

ニノスル也。此ノ評ハ見二題注一也。柳子厚、唐第九代代宗大曆八年二生也。歴代宗徳宗順宗憲宗四代也。子厚モ河東人ソ。唐十代徳宗貞元九年、第進士、十二代憲宗元和十四年二四十七歳ニシテ卒也。(『仁月抄』『活字抄II』)

コレハ子厚カ名譽ノ文ナリ。存義カ零陵ヘ行時、此文ヲ書テ送行ニシタソ。国ノ守トナル人ノ戒メニナルヨウニカイタソ。(中略)柳文ニハ送ニ薛存義之任序注、韓曰存義令ニ永州之零陵一、其去トキ也、公序而送レ之トアリ。薛カ零陵ノ仕ニユクヲ送ト云心也。又一本ニ之レ任ノ二字ナシ。コレヨシ。此時ハ零陵ヨリ来テ又歸トキ送ル也。其故ハ初テ仕ニユク時ナラハ、篇中ニ假令零陵ト云句アルマシキソ。又イツクヘユクトモシレヌト云人モアリ。句ニ存義河東人、時行不レ詳所経。(『活字抄I』)

いずれも、注解者は『五百家本』の韓注を参考にしている。『活字抄I』によれば、「之任」の二字がなければ、零陵より帰り、またそこへ戻っていくという解釈もできると指摘している。『活字抄I』では他に2の解釈も挙げているが、結局1の解釈を是としていく。

2これからどの任に赴くか分からないと解釈するものを列挙する。

・永州ヨリ別処ノ任ヘ行ク。(『民博本』)

・古文真宝無之任二字。抄云、自零陵赴ニ他所任一也。(『東北本』)

・一抄云、此序ガ文ノ本デ有ソ。本集ニハ之レ任ノ二字アリ。句解ニ如之両字不詳ト云タカ、不ニ心得コトヲシタゾ。柳子厚モ河東人ソ。サテ存義ガ永州ノ守デ、此ノ間アツシガ、今又外ヘ守ニナツテ行時、此序ハカクゾ。(『笑雲抄』『仁月抄』)

・湖云、又重テ零陵ノ令ニ成タコトヤラ未審ト云々。サルホドニ句解ニハ今マ存義ドコヘ行ト云コトハ、シカシカシレヌト云也。此ノホド零陵ニ令ニナツテイタガ、今又ヨソヘ守護カ令カニナツテ行ク也。方輿勝覽ニハ永州

二行ク様ニシタレドモ、ソレハ悪也。(『仁月抄』)

・湖云、此序ハ柳文一部ノ中ニヲイテ、第一ノ文ソト云ハレタ文ゾ。本集ノ注ニ零陵ノ令ニ成ヲ送トアレドモ誤タソ。文ニモ見ヘタゾ。以前ハヤ零陵ノ令ニナツタ事ガ文ニモ有ゾ。又重テ零陵ノ令ニ成タ事ヤラ未審ソト云々。

(『笑雲抄』『仁月抄』)

・湖月云、本集注、送^レ令^ニ零陵^ニトシタレトモ、是ハ誤ソ。何ヘ行ヲ送タト云コトガ未詳ゾ。文ニモ令^{タルコト}ニ零陵^ニ二年トアルハ前ノ書也。両度令^{タル}ニ零陵^ニトハ見ヘヌゾ。(『仁月抄』)

・仁云、存義ガ永州ノ太守ニナリニ行クト云ハワルイゾ。ナゼニナレバ、此ノ序ノラクニ存義^{カリニタルコト}假^レ令^ニ零陵^ニ二年トカイタホドニ、令^ニ零陵^ニコレヨリサキノコト也。(『仁月抄』)

・存義ハ河東人也。零陵ノ郡守トナリニ行ントスルホドニ、存義ト柳ト同郷人ソ。此義ハ非也。見于前。今ハドコヘ行ヤラン処ハ不^レ知也。(『仁月抄』)

一元光演(生没年未詳)の桂林講聞書では、柳宗元集の題名を指摘した後、『句解』の注解を解説し、「如薛之存義河東人」とある「如」と「之」の字が不詳であるとし、この作品は存義が以前に永州の太守であったが、また次にどこかの太守となって出ていく時に書かれたとする。「湖」「湖月」とあるのは湖月信鏡(？〜一五三三)のことである。湖月は、本文中に薛存義が以前に零陵の令になっていたことを挙げ、再度零陵の令になったことはどこにも書かれておらず、今からどこへ行くか分からないとする『句解』の説を是とし、韓注は誤りであるとしている。また韓注と同じ内容を含む『方輿勝覽』も良くないとしている。ただし、作品本文について、柳宗元の文章力を絶賛し、「送薛存義之任序」こそ柳文の最高傑作と評価している。「仁」とあるのは仁如集堯(生没年未詳)のことである。仁如は、作品本文中に「存義假に零陵の令たること二年」とあり、

薛存義が作品以前に零陵の令になっていたことを証拠として挙げている。『仁月抄』には誰の注解であろうか、不明の注解が存し、その作者である某僧も薛存義がどこへ行くこうとしているかは定かでないとして解している。

三、「送薛存義之任序」の評価について

『仁月抄』では、柳宗元に関する評価や逸話を引用している。具体的には、柳宗元の文章が優れており、人格に優れ人望も厚かったため、柳州の人々が羅池に廟を立て、韓愈がそこに碑を製したという逸話や、蘇東坡が柳宗元の詩は韓愈に較べて温麗清深であると評した逸話や、柳宗元は韓愈の文を得ると薔薇露で手を洗ってから読んだとする逸話である。

次いで、「送薛存義之任序」の評価については、『古文真宝』の題注に次のようにある。

此篇文勢円転、如珠走盤、略無滞論。吏者乃民之役、非以役民。議論過人遠甚。中間以庸夫受直怠事為譬、且云、勢不同而理同。此識見最高。至於結句、用賞以酒肉、而重之以辞、亦與発端数語相應。學者宜玩味。東萊云、句雖少、極有反覆。謝云、章法句法字法皆好。轉換多、関鎖緊、謹嚴優柔、理長而味永。

此の篇の文勢は円転にして、珠の盤を走るが如く、略ぼ滞論無し。吏は乃ち民の役に於て、以て民を役するに非ず。議論人に過ぎたること遠きは甚し。中間に庸夫の直を受け事を怠るを以て譬と為し、且つ云ふ、勢は同じからずとも理は同じ、と。此の識見は最も高し。結句に至り、賞するに酒肉を以てし、之に重ぬるに辞を以てするを用て、亦た発端の数語と相應ず。學者宜しく玩味すべし。東萊云ふ、句は少なしと雖も、極めて反覆有り、と。謝云ふ、章法・句法・字法皆な好し。轉換多く、関鎖緊にして、謹嚴優柔、理長くして味永し、と。

この題注に対して『仁月抄』では某僧の注解を次のように引用している。(題注の本文の語句を示す語句には太字ゴシック体を用いる。)

題注、此篇一、此ノ篇ノ文勢トハ、文章ノ勢ガ、チトモワルイカドモナウ、
 円転ト円物ヲ転ガ如ク、ウツクシウマルイ也。タトヘバ如^ニ珠ノ走^レ盤也。
 サルホドニ、チトモ無^ニ凝滞^一也。凝滞^{コトト}処ナキ也。略^ホハ大略也。滞論ト
 云ノ論ノ字ヲケシテ、滞ノ字ノ上ニ凝ノ字ガ入レバヨイゾ。凝字脱^レ。吏^リ
 者一、是カラ此文ノ語ヲ注也。吏官ト云ハ、守護ナドノ下ヅカサ、日本デ
 ハ定使ナドト云ツレ也。薛存義、今ヨソヘユカルガ、守護カ吏官カニナ
 ルトミヘタ也。総別吏官ニナル物ノ心モチヲ此ノ序ニカイテアルホドニ、
 ソノ心ヲココニアラカタ注スル也。吏官ト云者ハ、民之役也。役ハツカワ
 レモノノコト也。吏ニナル者ノ心モチハ民ノツカハレ物ト心得^ヘヨ。民ヲ役
 シテツカワウトスルハ、ソデモナイコトヂヤソト云コトヲ議論シテカイタ
 ル序ヂヤゾ。議論過^一、吏ハ民ニツカハレヨ。民ヲバ役セヌ物ヂヤト云。
 議^{ハカリ}論^{スルコト}ヲアゲテ、柳子厚ガ云タコトハ、常ノ人ノエ云マイコトナレバ、
 過^ス人甚遠ト云也。中間^ニ一、ナカマ、此文ノ中ホトニト云心也。^庸
 夫トハシゴトシテ賃^チヲトルヲ、傭ト云也。傭ト庸ト通也。日本ニ云フ、ヒ
 ヤウト云ハ、庸夫ノコト也。中間トハ此ノ序ノ中ホドニ云ハワルイ。吏官
 ハ民カラ物ヲトリテ、民ノコトヲシカシカトリアツカワヌヲバ、庸夫ノヤ
 トワレ賃^アノ直^アヲバウケテ、事ハシワザ也。シゴトヲ怠^ソセザルト云コトヲ
 以テタトヘテ云タゾ。且云勢不^レ同^一、是モ此ノ序ノラクノ語ゾ。吏カ
 物ヲチトリテ民ノコトヲヌタニスルト、庸夫ノヤトワレ賃^チヲチトリテシゴ
 トセヌト、理ハ同シコトナレドモ、吏官ト民ト上下ノ威勢之勢ガ不^レ同^一ア
 イダ、民ノ心ニヌス人ナル吏トハヲモヘドモ、エ云ハヌト云コトヲ論スル
 也。此識見^一、識見トハ六識ト見地ト也。ヨク善悪ヲミシリタ方也。吏
 ト民トノ勢ハ不^レ同^一而理同ト云タ。柳子厚ガ識見最モ高ゾ。ヨク心得テ云

タゾ。至結句一、結句トハ始カラ終リマデヲヒン結デ云義也。サルホドニ
 末句ヲ云也。此ノ序ノ結句ニ云タル賞^{スルニ}以^ニ酒肉^一而重^レ之以^レ辞ト云タハ、
 発端^ノ二載^ノ肉于^マ俎^ニ崇^ニ酒于^フ觴^ト云ニ、酒肉ノ二相応シタゾ。句雖^レ
 少^ス一、句ハ多モナク少ケレドモ、極テアトサキウチカヘウチカヘ反覆^シ
 テ云タゾ。章法一、此ノ序ハ一章ノ法ト、一句ノ法ト、一字ノ法トミナ好也。
 此ノ序ノ内ノ一章一章ノ法様也。轉換^一、転^メハテンジカユル也。ウツリ
 カユル心也。此文ハチヤチヤト転ジカヘテ云コト多シテ、サナガラジジト
 ヒツクビルコトハ、門ヲサイテ関又キヲシテ、鎖子ヲロイタ如ク、イカ
 ニモアトサキノクビリ様ガ緊也。緊トハヌタニナク、キブイ方也。サル
 ホドニ文章之^イ躰^イガ、謹^イ嚴^イ一、イカニモ謹^ツ嚴^ツ密^ツニ優^ユサナガラセワシ
 ナクユウユウトシテ柔也。ユタカニシテトハユルユルトシタ也。キツウナ
 イ也。文章ノ理ガユルリト長クキコユルホドニ味モ永イ也。

題注の各語句について解釈している。柳宗元のこの作品は、文章の勢いが丸い
 ものが盤を転がるように美しくなめらかなであり、論が滞ることがない。役人は
 民に使われるものであつて、民を使うものではないとする柳宗元の理論は常人
 からは考えられないことである。柳宗元はそのことを作品中において、雇われ
 た人がその賃金をもらいながら仕事を怠けることに例え、さらに「勢ひは同じ
 からざるも、理は同じ」という。役人が民のことをしないのと、雇われた人が
 賃金をもらいながら仕事をしないのは、理が同じであるが、役人と民は勢いが
 違うため、民は役人に何も言えないとする柳宗元の識見は善悪をわきまえてお
 り最高である。また文の構成で言えば、最後に「賞するに酒肉を以てし、之に
 重ぬるに辞を以てす」とあるのは、最初に「肉を俎に載せ、酒を觴に崇る」と
 あるのに対応しており、学ぶ者はその構成の巧みさを味わうことが必要である
 とする。次いで、東萊の評では、句は多くもなく少ないけれども、極めて反覆
 を多く用いているとする。そして、『文章規範』の謝疊山の評では、章法・句法・

字法みな優れている。文章の展開が多いが、前後が極めて密接に關係しており、文章の内容構成が嚴密であり、しかも内容が豊かであるため、その理を長く味わうことができるとする。

『活字抄』でも同様に各語句を解釈しながら次のように言う。

滯論トハ、トドコヨリナクスラリスラリト云タソ。吏トハ、代官ト云心。天子ヨリ代官ニ行ホトニソ。傭夫トハ、賃ヲトラセテヤトフヲ云ソ。反覆トハ、アトサキ理ヲウシナハズ、立カヘリ立カヘリ云也。轉換トハ、心イロイロニ転シテ云也。優柔トハ、理ヲ云イツメズ、ヤハラカニ云テ、心ハキビシ。

『仁月抄』と差異は見られないようである。諸禅僧も次のように述べている。

・玉走盤宛転ト評シタ。物ニ多ク評シテ載タ。字法句法皆備也。(『柳文抄』民博本)

・桂翁云、斯序柳文第一之文也。一部第一之妙文ゾ。初二載肉于俎ト云イ、終ニハ賞以酒肉トト連貫ス。子厚カ文ハ何モ前後始末連貫シテ見ヤスキゾ。韓文等ハ云イ捨云イ捨シタゾ。関鎖モ連貫モ心同ゾ。ツバメゾ。(『仁月抄』)

・一云、滯論ノ滯ノ字ノ上ニ凝ノ字カ入ハ好ソ。今凝字脱歟ゾ。(『笑雲抄』一元抄) 『仁月抄』

・湖云、関鎖トハ連貫シタ処ヲ云ソ。載肉于俎ト賞以酒肉ト云ト連貫也。(『笑雲抄』『仁月抄』)

・与発端数語一、湖云、発端ニ載肉于俎ト云ト、終ニ賞以酒肉ト云トヨク連貫シタゾ。柳ガ文ハドレモ前後ノツバメガ合タホドニ見ヨイソト云々。韓文ハ云イステステシタゾ。(『笑雲抄』『仁月抄』)

・湖云、韓文ハザザト云ステステスルニ、柳子厚ガ文ハドレモ前後ノツバメガ合テミヨイソト云々。サルホドニ学者宜ク玩味フベキ也。(『仁月抄』)

・澄云、発端ノ義歟。(『仁月抄』)

・此文ハ此注ヲ心得ハ安ソ。吏ハ卑ル義ニハアラス。自天置ルル様ナ心。士大夫公卿マテモ上ノ吏ナリ。吏ハ使ト同意、人ニツカハルル心也。吏者乃一、民カ我ハ無智ホトニ、我作出十分ノ一ヲ出テ、吏ヲ倩テ置上、民ノ争論ナントアランヲ、平ニ成敗サセンカ為也。然ハ民ノ役也。然ヲ今ハ結句民ヲ使テ役スル也。(『彦龍抄』)

『柳文抄』では『五百家本』をテキストに用いているが、『古文真宝』の題注の評価を引用していることが分かる。当時期に『古文真宝』がいかに流布していたかが察せられる。

「桂翁」は桂林徳昌(一四二八?)のことである。桂林の評価は『古文真宝』の題注の評価を受けたものであろう。柳宗元の作品全般について、その文章構成を絶賛し、それは韓愈の文章よりも優れていると評している。

湖月も桂林の評価を受けて、柳宗元を高く評価している。彦龍周興(一四五八〜一四九一)は、この題注を見れば作品を理解しやすいとし、「吏は乃ち民の役なり」に重点を置き、作品の概要が役人としてのあり方、つまり役人は民に使われる存在であることを説いている。

四、「送薛存義之任序」本文について

禅林において極めて高い評価を得ている「送薛存義之任序」であるが、続いてその本文を見てみたい。『仁月抄』では、その段落構成について次のように言う。

松云、此篇旧説七段。句解同。

梅云、此篇四段。自篇首至己也第一段。自凡民至畏乎第二段。自存義至審矣第三段。自吾賤至末第四段。

河東一、五截。旧ハ七截。句解並此ノ本ノ注亦同シ。

「松」は青松こと桂林徳昌のことである。桂林は七段に分け、「句解」も同様であるとするが、万里集九は四段に分ける。別の解釈に五段に分ける解釈もあるというが、万里の所説に段落が明示してあることから、この段落に従って、本文を検討していくことにする。

まず、「送薛存義之任序」の本文と書き下し文は以下のようになっている。

①河東薛存義將行。柳子載肉於俎、崇酒於觴、追而送之江之澚、飲食之、且告曰、凡吏於土者、若知其職乎。蓋民之役非以役民而已也。

②凡民之食於土者、出其十一備乎吏、使司平於我也。今我受其直怠其事者、天下皆然。豈惟怠之、又從而盜之。向使備一夫於家、受若直、怠若事、又盜若貨器、則必甚怒而黜罰之矣。以今天下多類此。而民莫敢肆其怒與黜罰者、何哉。勢不同也。勢不同而理同、如吾民何。有達於理者、得不恐而畏乎。

③存義假令零陵二年矣。蚤作而夜思、勤力而勞心、訟者平、賦者均、老弱無懷詐暴憎、其為不虛取直也、的矣。其知恐而畏也審矣。

④吾賤且辱、不得与考統幽明之說。於其往也、故賞以酒肉、而重之以辭。①河東の薛存義將に行かんとす。柳子肉を俎に載せ、酒を觴に崇し、追ひて江の澚に送り、之に飲食せしめ、且つ告げて曰はく、「凡そ土に吏たる者、若其の職を知るか。蓋し民の役に於て、以て民を役するのみに非ざるなり。

②凡そ民の土に食する者は、其の十の一を出して吏を備ひ、平を我に司らしむるなり。今、其の直を受けて其の事を怠る者、天下皆然り。豈に惟だ之を怠るのみならんや。又従ひて之を盗む。向に一夫を家に備はしむに、若の直を受けて若の事を怠り、又若の貨器を盗まば、則ち必ず甚だ怒りて之を黜罰せん。今の天下多く此に類するを以てするも、民敢へて其の怒りと黜罰とを肆にすること莫きは何ぞや。勢ひ同じからざればなり。勢ひは同じからざるも、理は同じ。吾が民を如何せん。理に達すること有る者は、恐れて畏れざるを得んや。

③存義假に零陵に令たること二年なり、蚤に作きて夜に思ひ、力を勤めて心を勞す。訟は平らかにして、賦は均しうす。老弱にも詐りを懷きて暴憎するもの無し。其の虚しく直を取らずと為すや的らかなり。其の恐れて畏ることを知るや審らかなり。

④吾賤しく且つ辱められ、考積幽明の説に与ることを得ず。其の往くに於いてや、故に賞するに酒肉を以てし、之に重ぬるに辭を以てす。」と。

ここで現代語訳をすべきであるが、『活字抄Ⅰ』において本文を解釈したものが存するため、次にそれを挙げる。

①河東ノ存義、ワレト同国ノ人ナルカ行クホトニ、肉ヤ酒ヤヲトリモツテ、河ノホトリニテ宴ヲスルソ。サテ貴方ハ吏トナツテ行クガ、吏ノ法ヲ知タカ。大カタ民ニツカハレテ民ヲツカワヌモノ也。

②凡ソ民ノ土ニ生レ出テアルモノナレハ、土ハ民ノ土也。故ニ民ニヤトハレ、守護シテ他処ヨリ手ヲ入ラレヌヤウニシテ、民ヲタスクルモノ也。故ニ其辛勞分ニ、土利ノ十分一ヲトラセテヤトイ、守トナシクソ。シカルニ今ノ吏ハ、皆賃ヲハウケテ、守護スルコトヲハエセヌソ。ケツク民ノモノヲトルソ。十分一トルサハ、其事ヲセ子ハムリナルニ、ケクニモノヲトルハ盗人也。爰ニタトヘカアルソ。コノゴロ一夫ヲヤトツテ賃ヲトラセ、一年中ヲ定テライタレハ、一向ノイタツラモノニテ賃ホドノ奉公ヲセヌソ。結局モノヲヌスムホトニ、則コレヲ罰シテライ出タソ。天下ノ吏大カタ如此。シカルニ民カ吾コトク怒テライ出サヌソ。ナセニナレハ勢カチカウタゾ。サテ理ハ吾カライ出タ理ト同キソ。理ハライ出スヘキニキハマリタレトモ、タタ勢ノナイハカリニテ、吏ヲ追出サヌソ。カハイコト也。理ニ達スル人ハ、ワガツミナルヲ知テヲソルヘシ。

③存義トノカ零陵ニ令タルコト、カリソメナガラ、ヨクヲサメタソ。アサニヲキ、ヨル思テ、民ニツカハレタソ。訟ルモノアレハ理非ヲワケ、年貢ヲ

ハイツレヲモヒトシクツタソ。十分一ヨリ上ニトラヌソ。故ニ老者モ若者モ不足ヲ云者無シ。其ノアタイヲヨクトリ、ソノアタイホトノ辛勞ヲシタコトハシレタソ。ナセニナレハ民力不足ヲ云ヌホトニ、ワカ身ノツミトカニナラントヲソレテ、民ヲムサフヲヌコトアキラカ也。

④カヤウノ人ニハ大國ヲサツケ、高官ヲアタヘタキ事ナレトモ、吾レハ天下ノ宰相ニテナケレハ、サヤウノコトハナラス。故ニ酒ヲノマセ、此序ヲカイト褒美スルナリ。

このように『活字抄』には本文に忠実な解釈が掲載されている。ただし、これも禅林における一つの解釈に過ぎない。これから諸禅僧の解釈を見ていく。

五、諸禅僧の本文解釈

これから段落毎に見ていくに際し、段落の文章に関する注解を全て挙げると煩瑣になるため、段落の文章を『笑雲抄』が示す文節に区切り、それぞれの文節における諸禅僧の注解を見ていく。

①第一段落

「河東の薛存義將に行かんとす」

・マツコレヲ簡ナトテ面白カル。(『民博本』)

・湖云、発端ノ七字妙ナゾ。薛存義ハ河東ノ人ゾ。(『仁月抄』『笑雲抄』)

・河東薛一、発端ノ七字妙ニ云ハスゾト諸老ノ講也。(『仁月抄』)

・発端ノ注ニ起句一、韻会、起能立也。興也。作也。発也。緊張トハ、此起ヲコス句ノ云イ出シ様、マツスクニアリコトヲ緊切ニキブウ云タト云心也。

切ハキル也。シキリ也。緊切ハ緊親切ニチカウ云タト云心也。(『仁月抄』)

抄)

・三謂、注ニ緊切トハ発端ニ河東ト処ヲ云イ、薛存義ト氏名ヲ云イ、今他所

ヘ行ニツイテ將行トホトニ緊切云タゾ。(『笑雲抄』『仁月抄』)

・河一、柳モ河東人也。然ハ同郷人也。將行ハドコヘトハミエス。一県ノ代官カナンゾニ行物也。(『彦龍抄』)

・河東、句ニ存義ハ河東人也。(『活字抄』)

湖月信鏡を始め、諸老は出だしの七字が絶妙であると称賛している。此の七字については、『古文真宝』の注に「起句緊切。」とある。その注を受けて『仁月抄』の某僧は、文章を起こす句に当たって、単刀直入に切り出しており、嚴格で程度が著しいと解釈している。「三は笑雲清三(生没年未詳)のことである。笑雲は、発端に場所と名前、今から出発しようとしていることを嚴格に述べていると、『古文真宝』が「緊切」と注した理由を述べている。柳宗元と同郷にあたる薛存義がどこかへ行こうとしていると解している。

「柳子肉を俎に載せ、酒を觴に崇し、追ひて江の滸に送る。之に飲食せしめ、且つ告げて曰はく、凡そ土に吏たる者、若其の職を知るか。」

・酒ハ飲也。肉ハ食也。且告曰ト云フ柱ヲ立タ。吏タル者ハ、今ノ吏ノ振舞ノ様ニハアルマイ。知タカ。(『柳文抄』)

・若知一、任ニ行ク故示問也。(『民博本』)

・且、酒肉ニツケタ。吏、守令之類。(『東北本』)

・存義ハ河東人也。零陵ノ郡守トナリニ行ントスルホドニ存義ト柳ト同郷人ソ。サルホドニ、柳子厚送行ノハナムケニ、肉ヲサカナノ用ニ俎ニノセ、

酒ヲ觴ニモツテ一ツ送行ニススマイラセント云テ、アトヲ追テ江之滸マデ送ルソ。滸ハ水涯也。飲食一、之トハ存義ヲサイテ云也。飲ハ

酒也。食ハ肉也。江ノホトリデ存義ニ酒ト肉トヲススマタソ。凡吏一、是ハ吏官之事ヲ云也。古ハ治人者ヲ吏ト云也。今ノ所謂吏トハチガウ

タゾ。言ハ凡ソ吏ニ于州縣一司ニ其土地一者ノスル職ヲ、若存義ハ知ル

ヤ。一ツ云テキカセウソト云心也。ドノ州県デモアレ、ソノ土地ニ吏官トナル者ノスル職ヲ存義ハシツタ歟ト問イカケテ云也。此ノ注ニ云フ如ク、凡吏一乎ノ十字カ此ノ一篇之内デハ文章ニ筋骨ヲ入レタ如クナ語ヂヤゾト云ノ注也。(『仁月抄』・傍線部は『活字抄Ⅱ』)

・松云、崇酒一、儀礼之語、滯、乃水之滯也。(『笑雲抄』)

・梅云、滯、柳文註、韓曰、詩在河之滯。滯水滯、音虎。飲食一、凡吏一、梅云、飲食、柳文註、張曰、詩飲之食之、飲食音陰嗣。柳文註、若汝也。其下受若・怠若・盜若並同義。(『笑雲抄』)

・一抄云、柳子一、存義ハ柳ト同郷ノ人ゾ。サル程ニ載肉一スルゾ。(『一元抄』『笑雲抄』)

・一云、飲食一、食モノノ時ハ体ガアルホドニ食ソ。食時ハ食ノ音ソ。(『一元抄』『仁月抄』)

・湖云、柳子一、序ヲ以テ送ルホドニ、俎ハマナ板ゾ。人ヲ送ル時ハ、必ず酒肉ヲ以テ餞ニスル物ゾ。崇ハ盛ル也。若知一、守護ニ成ツテ行クホドニ、守護ノスル職ヲ知ツタ歟ト云ウテ聞セウゾト云フ心ゾ。吏于土、守護ニ成ルハ吏于土チヤゾ。(『笑雲抄』・傍線部は『仁月抄』)

・澄云、凡吏于土者一、ト云凡ハ、ココデ吏官ノコトヲ云イ出スホドニ凡ト云ソ。凡民之トト云凡ハ、ココカラ民ノコトヲ云イ出スホドニ凡ト云ゾ。凡ノ字両処ニアリトイヘドモ、吏ト民トヲ分テ云ホドニ不重複一ソ。可着眼者也。(『仁月抄』)

・凡吏乎土一、吏トハ守護ヲモ云イ、又ハ定使ヲモ云也。(『仁月抄』)

・俎ハマナイタナリ。吏于土トハ処ノ代官ヲスル人ノ職ヲシツタカ也。(『活字抄Ⅰ』)

・柳一、俎ハマナイタ。崇、追一、出立ニ因出トテ進レ酒ソ。送レ酒食ヲハ非君子贈ホトニ以言送君子ノ法也。且告一凡吏一、一所ノ代官ナントスル

吏ノ職知ラシマウタ歟。民ニ課役ヲカケテ役レ民ニハアラス。(『彦龍抄』)

『柳文抄』では、「且告曰」よりこの作品の柱を立てたとし、本来の役人という者は今の役人の振る舞いではあるまいと解している。

『仁月抄』の某僧の解釈によれば、これから同郷の薛存義を送るにあたり、柳宗元が餞をし、肉をまな板に載せ、酒を杯に盛って勧めようと江の畔まで追いかける。そして江の畔で存義を送る際に酒と肉を勧め、吏のあり方について語り始める。昔の吏とは人を治めることを意味していたが、今の吏は違う。州県に役人としてその土地を司る者の職を、あなた存義は知っているか、一つ教えてやろう。つまり、どんな州県であれ、その土地に役人となる者がする仕事を存義は知っているかと問いかけているのだとする。また、この本文に対する『古文真宝』の注に「一篇筋骨」とあることに対して、「凡吏於土者、若知其職乎」の十字がこの作品では筋骨を入れたような語であるため、そのことをいう註だと解している。

「梅」こと、万里集九(生没年未詳)は、「食」の字について、『五百家本』の張註を引用し、場合によって音が異なることを指摘している。また「若」の字義は「汝」であるとし、後の文章に同様の意で用いられている「若」があることも指摘している。一元光演は万里の解釈を受けたのであろう。「食」の字の音の区別について指摘している。

湖月信鏡は、『仁月抄』某僧の解釈と同様に、薛存義に対して序を以て送り、守護となつて行くのに守護のする職務を知ったか、とその職のことについて聞かせようとしていると解している。守護になるとはその土地の官吏になることだと語句の説明も加えている。

月溪聖澄(生没年未詳)は、「凡そ」とあるのは、この箇所で役人について言い出すためにこの字を用いているとし、後の文章にも「凡民之食・」と出てくるが、そこでは民のことを言い出しているためだという。柳宗元がきちんと

と使い分け、言い出す対象が重複しておらず、着眼すべき字であるとする。

「蓋し民の役に於て、以て民を役するのみに非ざるなり。」

・我モ為民役セラル。吏カ民ヲ役スルハカリテハナイ。下カラソノイハレヲ書也。(『柳文抄』)

・民ニツカハルル也。民ハカリヲツカウヘカラス。(『東北本』)

・蓋ハ疑辞也。蓋民一、役ハ使也。役ハツカハレ物也。吏官ト云者ハ民ノ役

也。ナゼニナレバ、民ヲヨク養テ民ノコトヲ万事チソウシテ、民ノヨイ様

ニシテ民ニヨク思ハレントスル者ノナレバ、吏ハ民之役也。吏ノ職ヲカカ

ヘタホドニト云テ、民ヲ役シテ吏ガ民ヲツカウニハアラズ。吏ハ民ノタメ

ノヨイ様ニスル者ノナレハ、民ノタメニ役スル者ノゾ。サハナウテ吏ノ民

ヲ役シテツカウハソデモナイコトゾ。注ニ文老、文ガコビテ意カ幼稚ニナ

イト云テホメタゾ。(『仁月抄』)

・蓋民之役一、守護職ハ民ヲ役スルデハ無キゾ。民ニ役セラルルゾ。其ノ故

ハ民ヲ愛シテ養フ心ヲ持子ハ悪ゾ。サアレハ役セラルル理也。(『仁月抄』)

・湖云、言フハ、処ノ守護ヤ代官ト云フ者ハ、民ヲ進退シテ民ヲ役使セウス

ル事ヂヤガ、サウ無イ物ゾ。却ツテ民ニ守護代官ハ役使セラルル物ゾ。ナ

ゼニト云ヘバ、民ヲ能ク養ウテ民ヲ愛セイデハ叶ハヌモノゾ。民ニ能ク思

ハレウトスル程ニ、守護ガ却ツテ民ニ役セラレタ物ゾ。(『笑雲抄』)

・民之役トハ、民ニツカワレヨ。民ヲツカフヘカラス。(『活字抄Ⅰ』)

・蓋民一、民カ我ヲ役スルナリ。吏職ヲ以テ民ヲ役スルニハアラス。役ハ使

也。(『活字抄Ⅱ』)

・文老一、三謂言ハ文ノ骨格ハ老成シテ、其ノ意ハ佳、絶ナゾ。老ト云ハ

文ガ幼ビレヌゾ。(『笑雲抄』『仁月抄』)

『柳文抄』では、柳宗元自身も民に使われる身であつて、役人が民を使うの

ではないとし、下からその理由を述べたと解している。

『仁月抄』の某僧の解は、「蓋」が疑辞であり、「役」が使われるものという意味である。役人とは民が使うものであり、なぜにといえは民をしっかりと養い、全てのことをもてなし、民に良く思われなければならないからである。役人の仕事があるからといって民に仕事をさせ使つてはいけないのであると解している。また、他の某僧も、守護は民を使うようなことがあつてはならず、愛して養わなければならないとする。

湖月信鏡は、守護や代官は民の進退を決めて、民を役するように見えるが、そうではない。逆に守護や代官は民に使われるものであり、それは民を養い民を愛さなければ叶わないと解している。

この箇所については、『古文真宝』の注に「文老意佳。」とある。それに対して、『仁月抄』の某僧は、文章が媚びたものでなく、内容が幼稚ではないと解し、笑雲清三は、文章の骨格が熟達し、その内容が佳絶であると解している。

諸禅僧の『古文真宝』における解釈は同様である。柳宗元自身が民のために使われているのだから、役人が民を使うようなことがあつてはならないと考えているのであろう。

②第二段落

「凡そ民の土に食する者は、其の十の一を出だして吏を備ひ、平を我に司どらしむるなり。」

・年貢ハ民ニツカハレテ賃ニトル義也。年貢十一之法也。備ハアタイ也。日養シテ賃ヲ取ト同也。我カ平トカクヘキヲ文ニ司平於我カク。平ニ不平ニ之意也。

出其十一備平一、言民出所耕十分一、以供吏。其意蓋以吏為民施政平均也。吏能行其政、受其所給。則此民備吏也。(『柳文抄』・傍線部『民博本』)

・賦税十一之法也。民以十分一吏ニアクルソ。平、理非ヲ決斷。愚謂、廷尉天下之平之平也。(『東北本』)

・一抄云、民ノ土ニ食物ハ田ヨリ年貢ヲ十分ノ物ヲ一分吏ニ渡スゾ。(『笑雲抄』『二元抄』)

・湖云、凡民一、民ハ土ヲ食ムモノゾ。土ヲ耕シテ食フ程ニゾ。出其一、民ハ公方ノ年貢ヲ十分ガ一、地頭殿へ出ス物ゾ。出ノ心ハ、民ヲ安穩ニ土地ニ置イテタマハレト云意ゾ。サウアレバ備平吏一デヤゾ。ナゼニナレバ、民ヨリ十分一ノ年貢ヲ取ツテ、ソレヲ賃ニシテ、守護代官ハヤトハレテ、吏ニ成ツテ居ヂヤゾ。吏トハ公方人ノ総名ゾ。十分一ノ年貢ヲ賃トスルゾ。備平吏、ヤトハレテ吏ニ成ル心ゾ。備ト云フハ、賃ヲトツテ物ヲスルヲ云ゾ。或ハ備書ト云ヒ、陳勝ガ備耕スルト云モ同ジ意ゾ。使司一、サテ平治スル事ヲ守護ニ司ラスルゾ。我トハ、守護ニ我ゾ。平トハ平均ノ義ゾ。年貢賦歛等ヲ平均ニ有ルベキ様ニスルゾ。(『笑雲抄』・傍線部は『仁月抄』)

・平ハ仁云、仄声也。方言ニ一関ノ市ニモ必立ニ之平一ノ時ハ、平ノ字ハ仄声也。ソノ時ハ平ハ市ノ奉行ノコト也。ココモノノ心ト見ルト也。平一不平均也。平トハナンデマリ、訴訟コトアルヲ、ヒイキヘンバモナク、平均ニ云イツケラレヨト云コトニ、十分一ヲ民ガ出テ吏ニヤルハ、賃ヲカイト人ヲヤトウ心也。ソレハ公事ゴトナンデマリ、スグニマツ平正直ナコトヲ一司一云イゴトノナイ様ニト云コト也。吏ニ我ソ。吏ト守護ト同。我トハ吏官也。仁云、ナニコトガ出来スルトモ、平等ニ平分ニヨウシテタマワレト云コトニ、賃ヲヤルコト也。サルホドニ吏ハ民之役也。役レ民イワレヌコトゾ。(『仁月抄』)

・凡民一、是カラ民ノコト。一篇之骨ソ。干要ソ。備ハ賃ヲ人ニヤルコト也。民ノ田ヲ耕テ食一土毛一者十ノ物ノ一分ヲ地頭殿へ出シテ納一其税一也。民ヲ安穩ニ土地ニ置テタマハレト云心也。十ノ物ノ一分出也。一石ノ米ヲ十

分一ナレバ、一斗納ル也。備ハ賃ヲ人ニヤルコト也。民ガ吏二十分一ヲチンニカイト吏ヲヤトウ心也。平トハ市奉行ナドノ心トミヘタゾ。(『仁月抄』)

・凡民之食一備于吏一、食一於土一トハ、耕一土地一食ゾ。貢物ヲ十分カ一ヲ公方へ出スゾ。備吏トハ、年貢ノ内十一分ヲ地頭ドノへ上ケテ、ソレヲ守護ノ賃ニ取リテ、セイバイヲ平分ニシテ、民ヲ安穩ニ置テ賜ヘト云心ゾ。備ストハ、マイナイヲスル方ゾ。注ニ、下得一、語ノ云イ下様ガチヤウチヤウドマトライル如クニ、的當ニアタツタコトヲ云也。的當也。マトニアタル如ナト云心也。(『仁月抄』)

・食於土トハ、民ノスキハイハ田ヲツクリ、其米ヲ十分一代官ニ出スソ。備トハ守護スル辛勞分ニトラスルナリ。(『活字抄I』)

・凡民一、下民ノ土毛ヲ食ムハ、十分二一分ヲ出シテ其税ヲ納ル故ニ、吏ニ備雇シテ治平ヲ主トラスムナリ。(『活字抄II』)

『柳文抄』には仮名抄と漢文抄が存在する。仮名抄では、年貢は民に使われる賃金として取るものであり、その年貢として十分の一を取っている。備はその賃金の値である。日々養つて賃金を取るのと同じ事である。また「平を我に司らしむ」とあるのは、平でない政治を平にするという意味であるとする。漢文抄では、民に対して政治を行うのに平均に施すとす。役人は政治を行つてその給料をもらうが、これは民が役人を雇っていることを意味するのであると解している。

湖月信鏡は、民は土を耕して食べて暮らす者であり、その収穫の内十分の一を年貢として差し出す。その目的は、自分たちの土地を安穩に治めてくださいということであり、そのために役人を雇っているのである。役人は民に雇われて、その職に就いていると言うことである。備の字義を説明し、文意を解している。そして、民は年貢を出して誰しも平等に平均して治めることを役人に任せていると解している。

仁如集堯は、「平」の字義を解説した上で、民は訴訟や公事等において、役人が平等に扱おうようにさせるために、十分の一の年貢を支払っているとすると、役人は民に使われているのである。仁如の『古文真宝』の講義は何度か行われたらしく、同様の解釈が挙げられている。

『仁月抄』の某僧の解釈は、湖月や仁如と同様であるが、『古文真宝』本文の注に「呂云、下得的當。」とあるのに対して、下に続いていく様が、まるで的に当たるように的確であると解釈している。

『活字抄Ⅰ』や『活字抄Ⅱ』は字義が中心であり、他の解釈と差異はない。

「今、其の直を受けて其の事を怠る者、天下皆然り。豈に惟だ之を怠るのみならんや。又従ひて之を盗む。」

・怠其事、不_レ平_一也。

然今吏皆受其直、不勤其職也。不啻如此、又非分貪取民物、此即盜也。

(『柳文抄』)

・盜、十分一之他取之也。(『東北本』)

・一抄云、今、民ノ方カラ物ヲバ取ツテ民ノ事ヲバ怠タルゾ。豈、怠ルノミナラズ、民ノ物ヲヌスムゾ。直ヲ守護ガ受ケルゾ。サテ、直ウチ民ノ前ヨリ受ケテ民ヲ養ウテ治メル事ヲバ怠ルゾ。今天下皆此ノ如キゾ。ソレハ怠ルデハ無イゾ。盜賊シタ物ヂヤゾ。民ノ物ヲ盗ムヂヤゾト云フ心ゾ。

(『笑雲抄』・傍線部は『二元抄』)

・今ノ吏ハ十分一ヲハトリテ平ヲバコナハヌ也。今受、第三截也。今ノ字ノ下二本集ニハ我ノ字ヲ加ゾ。今ノ世ノ吏官ハ民ノヤトイ賃_ナノ備_{アキ}ノ直ヲチウケテ、サテ民ノ用ニ吏ノスル事ヲバ怠_{コカケテ}、ナンノ用ニモタイデ民ノ物ヲヌスム也。天下ノ吏タル者ノ皆ナ然リ。皆然トハ天下之吏ヲシナシテ、皆ナ如_レ此アルゾト云心也。皆然トハ皆如_レ此ナト云心ゾ。豈惟、タタ

吏官ノスル事、怠_{ワザワ}バカリデハナウテ、又従_テレ怠民ノヲサムル賦税ヲ盜取也。歛也。以物遺人曰税。注二下_一云イ下_一的當ニアタツゾ。マトニイアツル如也(『仁月抄』・傍線部は『活字抄Ⅱ』)

・今受其直一天下、今時ノ守ハ、民ノ土貢ヲハ取テ、民ノ事ニ怠テ、民ヲセイバイシツ、民ヲ養育ヲスルコトヲハ怠テセヌソ。一天下ガ此分ゾ。豈惟怠、百姓カ守護賃ノ貢物ヲ出スヲ取ルマデデモ無テ、其ノ余ニモ民ヲセブリ取ルホドニ、民ノ物ヲ盗ム同前ゾ。(『仁月抄』)

・今、民ハ今モ十分一ノ一ヲ上へ出サヌコトハ有マイカ、吏ノ怠也。非_レ怠_{クミ}臨時ヲ云ヨ。盗人ソ。(『彦龍抄』)

・三謂下トハ語ヲ下シ得テ的當之義歟。(『笑雲抄』『仁月抄』)

『柳文抄』では、仮名抄において、平でない政治を平にすることが出来ないとする。漢文抄において、今の役人はその賃金をもらいながら、その職を全うせず、それだけならまだしも民の物をむさぼり取っており、これは盗みであると解している。

一元光演は、今の役人は民から物を取っておきながら、民のことを怠り、怠るのみならず物を盗んでいる。天下の役人が皆民から賃金を受け取りながら民を養い治めることを怠っている。これは単に怠っているのではなくて、民から盗んだと同然なのであると解している。

『仁月抄』の某抄や『彦龍抄』は、同様の解釈である。ただし『仁月抄』の某抄は、この箇所『古文真宝』注に「下的當。」とあるのに対して、下に続くのがまるで的に当たるように的確だと解している。これは笑雲清三の解釈も同様である。

「向に一夫を家に備ひ、若の直を受けて若の事を怠り、又若の貨器を盗まば、則ち必ず甚だ怒りて之を黜罰せん。」

・向使^ク、イテタトヘヲ云テキカセウ。貨器^カ、スキクハノ類也。

・向使^ク備^ト一夫^ト、此以下設一段喻也。若為吏備^ト一夫於家中、其夫若受直而不務事、則吏當罰之也。〔柳文抄〕・傍線部『民博本』

・一抄云、備^ト、備スルハ賃ヲ取ツテシゴトヲスルヲ云フゾ。チンヲ取ツテ民ノ事ヲバ怠リ、結句ヌスム程ニ、然ラバ怒ルベキゾ。コレハタトヘゾ。〔一元抄〕『笑雲抄』

・拳警也。向使^ク、向^クノ字得^ヘニクイ也。タトヘニ云コトヂヤホドニ、前トハミヘズ。仁云ク、向^クト心得^ヘヨト云ゾ。サキハ向也。澄謂ク、向^クトハ向後^キニト云心歟。今ヨリユク向^クト云義歟ト問ヘバ、サデハアルマイト云ヘドモ、心ハイタ歟也。一夫、奴僕也。一僕ヲ云也。云心ハサキニ一夫ヲ賃^クカイトヤトウテ、ヤトイテノ家ノ事ヲ云イツケテサセウズルニ、一夫ガヤトハレ賃^クノ直ヲチウケトリテスルシゴトヲバ怠^ル、アゲクニ主人ノ貨^カト器^カトヲヌスミトツタラバ、必スヤトイテガ、甚タ怒テアレ、ヤンダセト云テ黜^ル刑罰セン也。上ニ云フ吏官ノ民ノ物ヲトリナガラ、民ノ用ニタヌニタトヘテ云タコト也。〔仁月抄〕・傍線部は『活字抄Ⅱ』

・向^ク、仁ノ云、向^クニハココニナドト云ヤウナ心ナルベシ。ココニ一夫ヲヤトウズルニノ心也ト云々。若、瓢謂^ク若トハ一夫ヲヤトウテツカウ人ヲ指テ云也。〔仁月抄〕

・澄云、上ト下トヲ合テミルベキ也。上ニ云フ出^テ其^ノ十一^ノ備^ニ平吏^トト云ハ、下ノ使^レ備^ニ一夫^ヲ於家^ニ受^テ若直^トト云ト可^レ合也。大全、若ハ汝也。主人也。一僕ヲヤトイテノ主人也。上ノ今受^テ其^ノ直^ヲ怠^ル其事^ヲ者^ト云ト、下ノ受若直怠^ル若事^ト可^レ合也。上ノ又從^テ而盜^レ之^ト云ト、下ノ又盜^ニ若貨器^トト云ト合テミレバ、文ニ一段ト味ガアルゾ。〔仁月抄〕

・湖云、若^クノ字ハ僕ノ主人ニ見テヨイゾ。サテ存義カ上ニヒツカケテ云ソ。上来云フ如ニ、貴方ノ僕ガ有テ、結句盜^クセバ、存義ハ大ニ怒テ黜^ル罰セウ

ゾ。〔仁月抄〕『笑雲抄』

・向使^クトモヨムゾ。向使^ク備^ト受^テ怠^ル又^ト必^ス、警^ヘハ一僕ヲ置テ使^ハンニ、主人ノ恩ヲ受ナガラ無奉公ニシテ、結句ニ主人ノ財ヲ盜賊セバ主人大ニ怒テ其奴ヲ黜^ル罰スベキゾ。〔仁月抄〕・傍線部は『笑雲抄』の湖抄

・向^ク、此一段ハ警^ク云也。又盜^ト、貨財也。此倩人カ物ヲハセイテ結句物ヲ盜ムヨ。〔彦龍抄〕

・備^ト一夫於家トハ、柳カタトヘニ云タソ。米ヲトラセテ年中ニ何ホトノ奉公ヲセヨト云テ人ヲヤトウソ。其如ク民モ守ヲセヨトヤトツテ、其給ニ米ヲ十分一トラスルソ。面白イタトヘ也。黜^ルハシリソクル也。罰ハ罪ニヲコナウソ。〔活字抄Ⅰ』

・注、警^ク、切トハ親切ニチカイ方也。タトヘヲ親切ニチカウ云タト云心也。キブウチカイ方也。〔仁月抄』

『柳文抄』では、仮名抄において、これから警えを聞かせるとし、貨器は鋤や鍬の類を意味するとある。漢文抄において、この箇所が警えであり、もし役人が一人の奴僕を家に雇い、その奴僕が賃金を受け取りながら仕事をしなければ、役人はその奴僕を罰するであろうとある。

一元の抄には、「備」が賃金を取って仕事をすることを言い、役人が賃金を取りながら民のことを怠り、あげくに盗んだならば怒るだろうと解し、この箇所は警えを述べているとする。

仁如集堯は「向」の字を「サキに」と読んで「むかに」の意味で解し、聖澄は「今後」という意味で解している。これから先に一人の奴僕を雇ったとして、家のことをさせるのに、その奴僕が賃金を受け取っておきながら怠け、拳げ句の果てに主人の物を盗んだならば、甚だ腹を立てて退けて誅罰するであろうと解釈している。また前のつながりとして、役人が物を取りながら民の用に立っていないことを喩えた箇所としてとらえている。

仁如は「向」を「ここに」とし、ここに一人の奴僕を雇うと解している。そして、「瓢」こと、彭叔守仙（二四九〇―一五五五）は「若」について、雇って使う立場の人物と解したと言う。

月溪聖澄は、前の文章との関連を具体的に述べている。「出其十一傭平吏」と「使傭一夫於家受若直」、「今受其直怠其事者」と「受若直怠若事」、「又從而盜之」と「又盜若貨器」がそれぞれ内容的に対応しているとし、この対応を読みとれば一段と味わい深いとする。

湖月信鏡は、「若」が奴僕の主人とし、薛存義に当てはめ、もし存義の奴僕が盗みをしたらあなたは怒るだろうと解している。また「向使」を「たとい」と解釈できることも述べている。

『彦龍抄』や『活字抄Ⅰ』では解釈の内容に差異は見られないが、「黜」が退けるの意、「罰」が罪に行うの意だとする。

『古文真宝』のこの箇所注に「譬得切。」とある。それに対して、『仁月抄』では、譬えを親切に言つたと解釈している。

「今の天下多く此に類するを以てするも、民敢へて其の怒りと黜罰とを肆にすること莫きは何ぞや。勢ひ同じからざればなり。勢ひは同じからざるも、理は同じ。吾が民を如何せん。」

・吏ハ上也。民ハ下也。両点トレモ好イ。吏可罰同二同様可罰之理一也。（『民博本』では、理同一、両点トレモ好イ。吏可レ罰之理、同一賃傭之可罰之理也）
同トハ此ノ意也。如吾民一、此四字ヲ面白カル。

然已受民直、而不務事、不為民罰、以上下勢異也。然以理言之、全相同也。（『柳文抄』・傍線部『民博本』）

・吏ハ上也。民ハ下也。上ト下ノ勢不同也。理ハ受レ直怠ルト、盜者ト二同キ也。（『東北本』）

・以ラ今ニ一レ、今マノ天下ニ吏官ニナルホドノ者ハ、民ノ十分一ヲチトリナガラ、用ニタタヌハ、一夫ヲヤトウテ、賃ノ直ヲチトリナガラ、シゴトハセイデ、アゲクニヌスミスルツレニ、今ノ天下ノ吏官タル者ハ多ク類アル也。類レ此之此ハ上ノ向使傭ニ一夫一ト云ヨリ盜若貨器ト云ニ十八字ヲサイテ云也。而民一、吏ガワルクハ民ガ怒黜罰シサウナコトヂヤニ、民ガ怒リモセス、黜罰スルコトモホシイママニエセスコトハ、何シタコトゾヤ。ゲニモ道理カナ。人ノ主人ト民ト勢不レ同也。民ハ威勢之勢イヒキシ。サルホドニ吏ガワルクレドモ、民ガ怒ルコトモナラズ。況ヤ黜罰スルコトモ猶ヲナラヌゾ。ナゼニカウアルゾナレバ、吏ト民ト貴ト賤トノ勢ガ不レ相同一ホドニ也。勢不レ、勢ハ不レ同ト云ヘドモ、吏ガ民ノ物ヲトリナガラ、用ニタタヌト、ヤトイドノ賃ヲチトリナガラ、シゴトモセイデ、用ニタタヌト其ノヌス人ノ義ガ同者ナレバ、罰スベキ理モ同シ者也。如吾一、吾ガ民ハ勢ノチガイニ依テ如レ此。如何トハ嘆息シテ云タゾ。吾民ハメイワク、是ハイカントアラウズルゾ也。注、一篇一、此ノ段此ノ一篇ノ中へ骨力ヲ入タ様ナト也。此ノ段デ文ニ力ガデキタゾ。（『仁月抄』・傍線部『活字抄Ⅱ』）

・一抄云、今天下皆此ノ如ク、民ハナゼニ怒ラヌゾ。勢一、勢ト云物ノ是チヤゾ。今ハ吏ノ上ゾ。民ハ吏ノ下チヤホドニ、勢不同一ゾ。理ハマツ同モノチヤゾ。（『一元抄』『笑雲抄』・傍線部『仁月抄』）

・湖云、以今天下一、今天下ニハ、奴僕ノ奉公ハ怠ツテ、却ツテ盜ラスルニ似タ事ガ多イゾ。何事ゾト云ヘバ、民ノ前ヨリ年貢ヲ所ノ守護ガ取ツテ、結句民ヲ安クハ置カズシテ、過料ヲカケツナンドスルゾ。サウアラバ、民ガ大ニ怒ツテ守護ヲモ用ヒマイト云フベシ。イカサモ無イハ何トシタ事ゾト云フハ、人ノ主人ト民トハ、勢ガ同ジカラヌ故ゾ。勢ハ同ジカラネドモ、ソノ理ハ同ジゾ。コレ等ヲ黜罰シ怒ルベキ理ハ古今同ジ物ゾ。如吾民一、

嘆息ノ詞ヲ。(『笑雲抄』・傍線部『仁月抄』)

・勢不同一、言ハ一僕ガ主人ニ奉公ヲハ怠テ、却盗^{ムス}主人財^ヲ似タルコトアリ。當世ノ守護ヲ持ツ人カ十分一ノ年貢ヲチ取テ、民ヲ安平ニ不^レ置、其上ニ種種ノ過料ドモヲカケテ、民ヲ悩スルゾ。如此アルニ、民ガ怒テ守護ヲ黜^シ罰センコトナレドモ、エセヌハ、守ト民ト勢不^レ同也。勢不^レ同、道理ハ同コト也。其ノ理ガ同事ナラバ、吾カ民ハカワイコトゾ。(『仁月抄』)

・澄云、吾ノ字ハ、柳子厚ガ吾ニハアラズ。文章ノアヤニ吾民ト云ゾ。天下ノ民ヲ指ゾ。(『仁月抄』)

・黜ハシリソクル也。罰ハ罪ニヲコナウソ。勢不同トハ、ヤトイヤウガチガウタソ。主ノ下人ヲヤトフハ、主ニ勢アツテ下人ニ勢ナシ。故ニシリソケエス。サテヤトフ処ノ理ハヲナジク、シリゾケエヌソ。サテ民ハカイコトソ。民ノツカルル道理ソ。何トカスヘキ也。此一句カカクタメ也。コレハ柳カ俄ニ書タニアラシ。此落索ヲハカ子テ、心ニウカビアルヘシ。ヨキツイテヲ得テ、此文ニトリ出テ書タモノソ。(『活字抄』)

・以今一、今ノ天下ノ吏、マツ此様ナ民ノ成敗ナントハセイテ、大酒計テ結局民ニ云ハレヌコトヲ云テ、物ヲトル。真似^レ此情人^一。然ハ此吏ヲハ切テモ棄ンズガ、エセヌハ何ソ。其勢カ不同レハナリ。ヨシエセストモ理ハ同ヨ。(『彦龍抄』)

『柳文抄』では、仮名抄において、吏が上、民が下であり、権勢は違えども道理は同じだとし、講者は「吾が民を如何せん」を面白がったとする。漢文抄において、民より賃金をもらいながら、仕事をせず、民に罰せられないのは、身分の上下による勢いの違いのためである。そのため道理から言えば、すべて同じであるとする。

『仁月抄』の某抄では、今の天下に役人が十分の一の年貢を取りながら役に立っていないのは、一人の奴僕が賃金をもらいながら仕事をしないのと同様で

ある。皆此の類であり、その内容は「向使備」から「若貨器」の十八字を指しているとする。役人が悪いのならば民が怒って退け罰しそうなのに、民が怒りもせずに退け罰することもほしいままにしないのはどうしたことか。なるほど道理で、人の主人と民とは勢いが同じではないからなのである。民は威勢がないため、役人が悪くてもそれに対して怒ることが出来ず、ましてや退け罰することはなおさら出来ないのである。こうした状況の原因は、役人の身分が高く、民の身分が低いという勢いの違いがあるためである。身分の違いによる勢いの違いはあるけれども、役人が物を取りながら役に立たないのと、雇われた人が賃金を取りながら仕事もしないで役に立たないのは、いずれも盗人であり同じである。罰すべき道理も同様であるとする。吾が民は身分による勢いの違いでこのようなことになっており、どうすればよいかと嘆いている。民が被る迷惑はどうしようもないと解している。

一元抄では、民が怒らないのは、役人の身分が上で民の身分が下であるという勢いの違いにあると解している。

湖月信鏡は、まず天下には、一人の奴僕が主人に奉公せず、主人の財産を盗むことと似たことが多いと言う。それは、守護が十分の一の年貢以上に過度の税をむさぼっているにも関わらず、民に善政を行っていないことに当てはまる。そうであるのに、民が守護を怒って退け罰することも出来ないのは、身分が異なり勢いが違うからである。このように勢いの違いはあるが、その道理は同じなのであるとする。

『仁月抄』には他にも抄があるが、その解釈内容に差異は見られない。月溪聖澄は、「吾」が柳宗元ではなく、「吾民」とは天下の民を指すと解している。『活字抄』では、この勢いの違いを柳宗元が言いたかったと解している。

この箇所の『古文真宝』注に、「一篇骨力。」とある。それに対して『仁月抄』では、この段、そしてこの一篇の中へ骨力を入れたとし、この段で文章に力が

出来たと注を解している。柳宗元はこの句を最も強調したかったと言うことになる。

「理に達すること有る者は、恐れて畏れざるを得んや。」

・故達理者、細推此理、可以恐畏也。〔柳文抄〕

・有達一、吏ト民トソノ勢ヲハ不_レ論、理ヲヨク心得テ物ノ達_ニ理者ガアラバ、民ノ物ヲトリナガラ、民ヲウルウシテハ大事ト恐_レ畏_ルヌ者ハアルマイ也。

吏ハ民ノ物ヲトルホドニ、民之役ヂヤト云理ヲ心得_テ者ハ、ワルイ巧ヲソレヌ者ハアルマイ也。〔仁月抄〕・傍線部『活字抄Ⅱ』

・有達于理一、若此ノ理ヲヨク心得_テ者アラバ、ココニヨク恐_レレン処ゾ。守

ヘカケテ見ヨ。〔仁月抄〕『二元抄』『笑雲抄』

・湖云、物ノ理ニ達シタラン者ハ、此理ヲ畏_レ恐_レヌ者ハ有ルマイゾト云フ

心ゾ。〔笑雲抄〕

・有達一、天ト云コトアル理ヲ人カ知ラハ、ヲヂウスヨ。〔彦龍抄〕

『柳文抄』の漢文抄では、道理に達している者は、役人と民の関係の理を細

かに見ると、恐れるはずであるとす。

『仁月抄』の某抄では、役人と民の勢いについて論じるまでもなく、その理

をわきまえ、それに通じている者であるならば、民の物を取りながら民を悪く

しては大変だと自分の行為を恐れない者はいない。役人は民の物を取り、民に

使われているという理を心得ている者は、ざる賢いことを恐れない者はいない

と解している。

その他の諸僧も同様の解釈をしている。

③第三段落

「存義仮に零陵に令たること二年なり。」

・存義一、第四_段截也。ココデ存義ヲ呼ヒ出テ、是ヨリ以前ニ存義下ノハ

零陵ノ郡守トナルコト仮ナガラ二年也。韓曰、零陵ハ永州ノ県也。〔仁

月抄〕・傍線部『活字抄Ⅱ』

・梅云、柳文注云、零陵永州県名。送今之行、以引零陵之事、為其類也。〔笑

雲抄〕・傍線『仁月抄』

・一抄云、存義一、ドコヘ行クトハ知ラヌゾ。今先ゾ零陵ヲ退シテ行クゾ。

次ノ下ハ零陵ニ居タ間ノ事ヲ云フゾ。〔二元抄〕『笑雲抄』『仁月抄』

・澄云、令_ニ零陵_ニ二年一、令_ハ官也。守護ヨリモ下官也。サレドモココハ

零陵ノ守護ニナツタコトヲ云フ。〔仁月抄〕

・湖云、存義以前零陵ノ令ニ成ツテ二年居タゾ。〔笑雲抄〕

・仮令トハ、本意ニアラス。大国ノ守トナルヘキカ、零陵ノ令トナツタハカ

リニナツタナリ。二年トアルナレハ、マダ零陵ニアル内来テ、帰ヲ送ルカ。

任ニハ三年居ルモノ也。〔活字抄Ⅰ〕

・存義一、零陵ニ二年代官シテ居タトキク。能治ト也。〔彦龍抄〕

『仁月抄』の某僧の抄では、ここから第四段としているが、第三段とする説

もあることを言う。ここで存義の名を出して、存義が以前に二年間ほど零陵に

おいて仮の郡守となっていたことを言う。『五百家本』の韓注に零陵が永州の

県にある、と指摘している。

万里集九は、今から存義が行くのを送るに際し、零陵も同類の任務であった

ことを述べていると解している。

一元の解釈では、今零陵の任を退いてこれからどこかへ行くとし、この下に

零陵に居た時のことを述べているとする。月溪は「令」について言及し、湖月

は一元と同内容の解釈をしている。

『活字抄Ⅰ』では、本意ではなく零陵の令となつたばかりであり、今二年たち、

まだ任が残っているため、戻ってきてまたすぐ零陵に帰ると解釈している。

「蚤に作きて夜に思ひ、力を勤めて心を勞す。」

・蚤ハ早朝ノコト也。蚤作―、二年ノ間タ、政事ニ勤勞スル躰ハ、イカニモ
早天ニヲキテヨリ夜ハヌルマデ民ヲ治メ養フコトヲ思案シテ、政ニ性力ヲ
ダイテ、心ニ辛勞セラレテアル也。力ヲツクイテ心ニ辛勞セラレタ人也。
是ヲ以テ見レハ、今マ零陵ニ行クヲ送ルノ序デハナイゾト云々。勤力―、此
人コソ其ノ理ヲ知タ人ゾ。(『仁月抄』・傍線部『活字抄Ⅱ』)

・湖云、コレヨリ先、零陵ノ令ニ成ツテ、存義ハ二年居タガ、早旦ヨリ夜マ
デ、民ヲ治シテ養フコトヲ思ウテ、心ヲ勞シテ有リシゾ。コレヲ以テ見
ル時ハ、今零陵ニ行クヲ送ルノ序デハ無イゾ。(『笑雲抄』)

・蚤ツトニヨム、ハヤシトモヨム。ノミト云字。勤―、蚤作ヨ。勞心―、夜思ヨ。
(『彦龍抄』)

『仁月抄』の某抄では、薛存義は二年の間、政治に勤め励み、朝早く起きて
から夜遅くまで民を治め養うことを考えて、政治に精力を使い果たし辛勞した
とする。存義はこのように力を尽くして辛勞した人物である。この箇所を見れ
ば、今から零陵に行くのを送る序ではないことが分かるとする。

『仁月抄』の某抄は、湖月の解釈を参照したのであろうか。湖月も同様の解
釈であり、最後の文章はほぼ一緒である。

「訟は平らかにして、賦は均しうす。老弱にも詐りを懐きて暴憎するもの無し。」

アラハスコトヲ
暴レ憎。(『柳文抄』)

・訟者―タイカニシ、訴訟スル者ノアレバ、カタテウチニナウ理非ヲキツカトスマ
スベキ事ヲバ、平等ニドチモヨイ様ニセラレタ也。賦税ト云テ、民ノヲサ
メ物ノ総名也。井田ノ法デハ分私ニスルゾ。二分上ヘアゲル也。ソノ賦税
ヲササムル者アレバ、平均ニトツテ一点モ私ナキ也。イツレモ政ノ善コト

ヲ論スル也。老弱―、老成ト卑弱トノ人也。老ワカイモノ心也。存義

ドノノ正直正論ニ云イツケラルルニ依テ、地下里ノ人民ノ老若トモニソツ
トモ、詐イツハリヲ語ラ胸中ニモツ心也、懐イヒキヨクワシテ暴虐ニ憎様ナコトモナイ也。暴ハワルイ方也。暴憎

ハ暴虐憎怒、ミナ無レ之也。又ハ暴憎ト云点アリ。ソノ時ハ憎ヲ暴虐ニ
スル心也。前ノ点ガヨイゾ。後ノ点ノ時ハ一段トニクミヲフカウシタ方也。
(『仁月抄』・点線部『笑雲抄』『一元抄』・傍線部『活字抄Ⅱ』)

・老弱―、昔シ孟子カ豚ヲ殺ヲ聞テ、母ニ問タレハ、母カジャレテ、ソチニ
クワセンタメニ殺ヨト云タカ、母ノ心ニ思ハ、ヲサナイ者ニイツワリヲ云
イコトハワルシ。然ラハ孟モイツハルベシト云テ、云イナイイタソ。孟子

トモ曾參トモドチヘモ有ソ。(『一元抄』『仁月抄』)

・松云、訟者平、漢史張釈之伝、廷尉天下平云々。言ハ平其不平曰レ平。
平音皮命切。(『笑雲抄』『仁月抄』)

・松云、暴薄報切。猛也。横也。又害也云々。此注韻會ニハナシ。(『仁月抄』)

・湖云、民ノ訟フル者ヲバ平カニシ、賦者トハ年貢ヤナンドヲ取り納ムル事
ヲバ均シクシテ正直ニシタゾ。能ク廉直ニ守護ヲモツテ有ツタゾ。者トハ

事ノ義ゾ。存義ヲ暴憎スル者ハナカツタゾ。(『笑雲抄』・傍線部『仁月抄』)

・老弱無懐―、訟ヲ平シ、賦ヲ均クスルホドニ、老モ弱モ詐リ欺イツ、暴虐
ニ憎ムコトガ無キゾ。人ノ憎ヲ受ケタソ。民間ノ憎ヲ受ゾ。(『仁月抄』)

・不虛取直トハ、ヨク右ニ申コトヲ知タ人ナレハ、民ニツカハレ、給ヲムナ
シクトラヌソ。コレ前ノ受若直意若事ト云句ニ応ルソ。賦者トハ、年貢ノ
コトソ。(『活字抄Ⅰ』)

・訟―、賦者ハ定タ年貢ヲ云。今年ハ多クセナンタト云ハヌ。老―、去程ニ
暴憎スル者ナシ。此代官カ死子カシナント思ハヌ。(『彦龍抄』)

『柳文抄』では「暴」を「あらわす」の意で解し、存義の行為として解している。
『仁月抄』の某抄では、訴訟する者に対して、平等に扱い、是非の判断基準

を明確に示し、賦税については八分を自分の物にして二分を納めるようにし、その賦税は誰からも平均にとつて私的なことに用いないとする。ここでは存義の善政を述べていると解している。「老弱」以下では、零陵の地において、老いた者も若い者もみな存義の正直正論に対して偽りを胸中に抱くこともなく、ましてや暴虐を起したり憎んだりするようなことがなかったとする。この解釈は、『笑雲抄』や『一元抄』、『活字抄Ⅱ』に同様の文章が見られることから、某僧は諸僧の解を参照していることが分かる。

『一元抄』と『仁月抄』には、孟子が母の豚を殺したのを聞いて、その理由を問うたところ、母は戯れて「あなたに食べさせるためだ」と言うが、自分が偽りの心を持ってば、孟子も偽りの心をもつと思つて言い直した故事を引用している。存義の正直が民にも感化したことを示す故事として挙げたのであろう。

湖月の解釈は一元のものと同様であるが、「者」は「こと」の意味で解するのがよいとしている。『仁月抄』の某抄や『活字抄Ⅰ』や『彦龍抄』の諸解も、解釈についてはさほど変わらない。

「其の虚しく直を取らずと為すや的らかなり。其の恐れて畏るることを知るや審らかなり。」

・存義^{マサシ}的^{マサシ}、賃^{マサシ}ハカリトツツカハレイテイルテハナイ。(『柳文抄』)

・其^{マサシ}為^{マサシ}一、存義ガ虚空ニユヘモナク空ク民ノカタカラ直ヲラザルコト決セリ。的^{マサシ}矣ハ的^{マサシ}當也。マトライアツル如クアタツタ也。ハツレヌ也。其知^{マサシ}一、

上ノ有^{マサシ}達^{マサシ}于理^{マサシ}者^{マサシ}不^{マサシ}恐^{マサシ}而畏^{マサシ}一乎ト云ヲヒキ合テヨムベキ也。存義ハ達

于理^{マサシ}人ナレバ、ヨク民ノアツカイヲ心得タホドニ、吏ノ職ヲワルウシテハ大事トツツシンデ恐レルルコト明歴也。キラリトミヘタ也。ナゼ

ニナレバ不^{マサシ}虚取^{マサシ}レ直ホドニ也。以上ハ存義ガヨク虚民ノ直ヲウケズシ

テ畏^{マサシ}心アルコトヲ論ズル也。(『仁月抄』・傍線部『活字抄Ⅱ』)

一抄云、存義ガ先ツ此ノ如キ者ヂヤゾ。民ノモノヲトツテ民ノ事ヲ怠ラヌガ好イゾ。カマイデ此間ノ如クセヨゾ。(『一元抄』『笑雲抄』)

湖云、虚シク公方年貢ヲモトラナンダゾ。的^{マサシ}シタゾ。民ヲヨク治メウスル理ヲ知ツテ恐ルルコト審^{マサシ}ニ有ツタゾ。(『笑雲抄』『仁月抄』)

・其^{マサシ}為^{マサシ}不^{マサシ}虚^{マサシ}一、民ノ十分一ヲ賃^{マサシ}ニ取テモ、訟賦ヲ平均ニシテ、セイバイヤ不^{マサシ}怠^{マサシ}、虚ク功モ無クテ、分一ヲ取タテハ無キソ。取ベキ的^{マサシ}當^{マサシ}ノマサシイ

理^{マサシ}ノ上テ取タ道理ゾ。其知^{マサシ}恐^{マサシ}而^{マサシ}一、前^{マサシ}ニ云タ得^{マサシ}不^{マサシ}恐^{マサシ}而畏^{マサシ}乎ト云タ道理ヲ恐テ、可^{マサシ}畏^{マサシ}コトヲ知タコトハ、審^{マサシ}ニ明察^{マサシ}ナソト云心ゾ。(『仁月抄』)

・不^{マサシ}虚取^{マサシ}直トハ、ヨク右ニ申コトヲ知タ人ナレハ、民ニツカハレ給ラムナシクトラヌソ。コレ前ノ受若直意若事ト云句ニ応ルソ。

・其^{マサシ}為^{マサシ}一、前^{マサシ}ニ云吏ノイタツラニ直ヲトラヌ也。(『彦龍抄』)

・注、応^{マサシ}前^{マサシ}一ナリ、コレハ様モナイ也。前トハ有^{マサシ}下^{マサシ}達^{マサシ}于理^{マサシ}者^{マサシ}上^{マサシ}得^{マサシ}不^{マサシ}恐^{マサシ}一、ト云語ニ応シテ、此ノ段ハ関鎖シタ也。関鎖トハ前ヲココデクビリ合テ、門ノ関ヌキヲラロシ、鎖子ヲラロス如クニ、前^{マサシ}ニ云タコトヲココ

デトデメタト云心也。応^{マサシ}前^{マサシ}一ト云点アリ。仁云、是ハ心得ニクイ也。前ノ点ガヨイト云也。然レドモ三ノ点ハ是也。(『仁月抄』)

・応^{マサシ}前^{マサシ}関^{マサシ}一、三謂前ノ関鎖トハ、今受其直ト云ヨリ得^{マサシ}不^{マサシ}恐^{マサシ}而畏^{マサシ}乎ト云マテ、九十二字ノ文ヲ云歟ゾ。(『笑雲抄』や『仁月抄』)

『柳文抄』では、賃金ばかり取つて使われていないと解している。

『仁月抄』の某抄では、「虚」に「イタツラニ」、「的」に「マサシウ」とルビが振つてある。存義が徒に民から禄を取っていないことは明白であり、人民を治める道理を知っているため、役人の職を悪くしては大変であることを謹んで

恐れていることは明らかであるとする。「的」は「まさしく」の意であり、この箇所が前の「理に達すること有る者は、恐れて畏れざるを得んや」を受けて

いることを読みとることが大事だとする。

『一元抄』では、存義が民に対して清廉潔白であることはかくのごとくであり、これからの存義に対しても、今までのように民の物を取りながら民のことを怠らない方がよいと論しているとする。

湖月を始め、他の諸僧の解釈も、平等に訴訟を取り扱い、賦税を平等に集め、何もしないで税を取ることがあつてはならない、前の文章で述べた民に対する道理を存義が理解し、民に対して悪事を行うことを謹み恐れていることは明白だと解している。

この箇所本文について、『古文真宝』の注に「謝云、応前関鎖。」とある。『仁月抄』の某抄では、「前に応じて関鎖す」と読み、「理に達すること有る者は、恐れて畏れざるを得んや」に応じ、門を下ろし、鎖子を下ろすように、前に言ったことを閉じると解釈している。笑雲清三は「前の関鎖に必ず」と読んでいるが、仁如は「前に応じて関鎖す」と訓じた方がよいとしたことを挙げている。笑雲清三も本文注に対して、この箇所ですいたん文を纏めるのに、前の文章の内容は「今受其直」より「得不恐而畏乎」までの九十二字であるとする。笑雲の指す前の文章は広範囲であり、より具体的であると言える。

④ 第四段落

「吾賤しく且つ辱められ、考積幽明の説に与ることを得ず。」

・我賤し、底意ハ面白イ。天下為吏、取負不平民、禍者ヲハ上位ノ人カ罰スヘキ也。民ハ上下位定故ニエ罰セヌ也。考明幽ヲ黜ケ明ヲ涉テノ意。口ノ

載肉崇酒也。酒肉ヲ賞スル也。〔『柳文抄』『民博本』〕

・我賤故ニ、不与試レ人論功之官^ニ、故論其功^ヲ、其官ヲ得シムルコト不得也。

〔『民博本』〕

・黜^ケ幽^シ陟^ル明^ヲ之義也。賞善治、三年一度遷官。〔『東北本』〕

・吾賤し、第五截也。或四段。吾ハ柳也。柳子厚ガ謙^ハノ辞ゾ。未^タレ為^ル二顯

仕^ハノ方ゾ。柳子厚ハ賤シテ、又タ辱^シレタル者也。未^タアラハニ、官ニ

モナリアガラヌホドニ云也。不得^レ、尚書舜典曰、三載考^レ績、三考

黜^ニ陟^ニ幽^ニ明^ニ。庶績成^ル。分^ニ北^ニ三^ニ苗^ニ云々。正義曰、三年一閏、天道

成^ル。人亦可^ニ以^テ成^ル功。故以^テ三年^ニ考^ニ校^ニ其功^ノ之成否^也也。九年^ニ考^ニ則

人之能否^可レ知^ル。幽明有^レ別、黜^ニ退^ニ其幽者^一、或奪^ニ其官爵^一、或徙^ニ之

遠方^一。升^ニ進^ニ其明者^一、或益^ニ其土地^一、或進^ニ其爵位^一也。黜陟^ハハ黜^レ

幽陟^レ明也。考^レ績、韻会ノ勳^ノ字ノ注ニ勳ハ功也。事業也。集韻ニ通

シテ作^レ績トアルホドニ、績ハ功ト云心也。績ハ成也。考^レ績トハ考^レ功ト

云心也。サテ幽ハワルイ方ヲ云。或ハ官爵ヲハガレ、遠方ニウツサレテ、

黜退セラルルヲ幽ト云ホドニ、功ヲ考ルニ、ナンノ功モナイ物ヲ如^レ此ス

ルヲ幽ト云也。明ト云ハ、ソノ功ヲ考テ功アル人ニハ官爵ヲススメ、土地

ヲマシテ、地行ヲヤリスルヲ明ト云ホドニ、功ナツテヨイ方也。言ハ柳子

厚ハ今マ天子ニ辱レテ、遠国ノハテハ流レテ、永州ノ司馬ニナリテ、高官

ニアガラズ、賤イナリデイルホドニ、考^レ績^ノ功、或ハワルイ幽^ヲ黜^退

シ、或ハヨイ功アル明ヲ升^進コトヲトリアツカウコトヲ説ヤウナ身上^上デ

ハナイホドニ、存義ノ如キ功アル人ヲモススメアゲルコトモナラヌ。口惜

也。若シ考績^ノ功ノヨイアシイヲトリアツカワバ、此ノ存義^ノノヲススメ

アゲウズル者ノヲ、ソノ様ナコトヲトリアツカウコトハエセヌ身ヂヤホド

ニ、セメテ今マ存義ヨソヘ往クホドニ、ハナムケニ存義^ノノニ賞^ヲサセマ

イラスルニ、酒トサカナニハ肉トヲススル也。御賞^ヲ断アレ。〔『仁月抄』・

傍線部『活字抄Ⅱ』〕

・不得考績^一、上ヲ再^ニ釈シテ云ニ、三年^一考ト云テ、ドコノ守ニ成ル者モ三

年居レハ、善悪ガアラハルルソ。天地モ三年一閏アルゾ。一考スルゾ。人

モ此ノ心ソ。九年守ヲ持テハ、三度マテ功勳ヲ考ルゾ。績ト云モ功ノ心ソ。

幽ハセイバイ悪方ゾ。明ハ善方ゾ。黜ハ幽暗ナル守ヲハ黜クル方ゾ。陟ト

ハ明察ナル善ヲバ陟方ゾ。総シテ人ニハ一旦交々分テハ出処進退ガ懇ニ難知者ゾホドニ、守護モ九年之間ニ三考シテ善悪ヲ分別スル也。上ノ云心ハ、柳子厚ガ此時分ハ永州ノハテニ謫セラレテ居ルホドニ、人ヲ扱テ幽明ヲ考績スルコトヲ、天子ヨリ命セラルル様ナコトモナキホドニ、存義ヲ引上ケテ高位高官ニ成シ、禄ヲモ申シテ与ヘン体モ無キ吾カ体ゾ。故ニ酒肉ニソヘテ此序ヲカイト送ルカ、吾カ真実ノ義チヤホドニ辞ヲ添テマイラスルゾ。(『仁月抄』)

・吾賤且辱、柳ハ此時ニシカシカトシタ。官ニ居ホドニ賤シテ且辱ソ。特ニ永州ニ貶セラレタ時ゾ。君ノ辱メヲ蒙タゾ。(『仁月抄』)

・澄云、柳ガ自序ヲ云ソ。吾ナリハ賤ハカリデモナク、コノゴロハ天子ノ御意ニチガウテハヂシメラレテ永州ヘナガサレタゾ。(『仁月抄』)

・湖云、吾賤、柳ニ吾ハ性賤シクシテ、永州ノハテヘ流レタゾ。辱トハ天子ニ辱メラレテ流タゾ。柳ガ謙辞ゾ。不得、柳今永州ノハテニ有ルホドニ、人ヲ扱シテ黜罰幽明セヨト、天子ヨリ命ノ有ル事モ無キホドニ、存義ニ禄ヲモ申シテ高官ニ置クコトモエセヌゾト云フ心ゾ。只ダ酒肉ヲ以テ之ヲ饒シテ重ヌルニ、此一篇ノ序ヲ以テ、送行ノ饒ニシタ計チヤゾト云フ意ゾ。(『仁月抄』『笑雲抄』)

・松云、子厚自言吾賤且辱、未為顯仕、不得預列。以考在官、君子如存義者之績、黜罰幽明、以為顯晦之弁。(松云ふ、子厚自ら吾賤しく且つ辱しめらると言ふは、未だ顯仕を為さず、列に預ることを得ざればなり。考を以て官に在らば、君子は存義の如き者の績をば、幽明を黜罰し、以て顯晦の弁を為さん。)(『笑雲抄』『仁月抄』)

・一抄云、吾賤、コレカラ柳ガ我が事ゾ。幽明、幽ハ悪者ゾ。ソレヲハ退テ爵禄ヲ奪フベキゾ。明ハ賢人君子ゾ。其ヲハ官位ヲ擧グルゾ。績ハ功ゾ。明カナル者ヲバ擧ゲツナンドセンガ、我朝在ラヌホドニ、ソチヲ擧用

ヲモエセヌガ口惜ゾ。(『一元抄』『笑雲抄』・傍線部『仁月抄』)

・考績トハ、功ヲカンカユル也。績ハ功也。幽ハ悪也。明ハ善也。善ヲ陟、悪ヲ黜ル也。言ハ天下ノ宰相トナツテ人ノ功ヲカンカヘ、善悪ニヨツテ人ヲアケ、シリソクルヤウナコトハシラヌソ。言ハ三年ニカンカヘテ、其国ヲヨクサダメタガ、ヲサメエヌカヲシツテ、ヨクヲサメタ人ナレハ、又国ノカスヲマス。アシキヲハ、官ヲヤムルソ。左様ノコトハ、ワレカワサニアラス。零陵ノ令ニナリタル時ヨリヲサメタコトハカクレナケレトモ、国ヲマシ、官ヲマスコトハナラス。セメテノコトニ酒ヲノマセ、此辞ヲ以テ送也。カヤウニ酒ノコト、序ノコト、上ノ件ヨリ引出サルヤウニ書テ、発端ノ載肉于俎崇酒于觴ト云句ニ応スルソ。心ヲツケテ見ヨ。(『活字抄』)

・吾賤、我不用身チヤホトニ、貴方ヲ賞翫セヌ口惜ゾ。考績有迹曰、続一所ノ代官ナントスル人カ一年ハ未定、二年目モ未熟也。三年ニ其功アラハルルソ。(『彦龍抄』)

・注、書舜、三載考績トハ、考功ト云心也。ココハ三年ニ一度考功之義也。次ノ三載ノ載ハアヤマリ也。ココハ三年ニ一度ツツ三度考ト云義ソ。九年ノ義也。三考黜陟トナラスベキ也。(『仁月抄』)

・松云、考核実也。三考九載也。九載則人之賢否、事之得失可見。於是陟其明、而黜其幽、賞罰明。信人力於事功、此所以庶績咸熙也。(松云ふ、考は核実なり。三考は九載なり。九載は則ち人の賢否、事の得失見るべし。是に於て其の明を陟け、其の幽を黜くれば、賞罰明なり。人の力を事功に信す。此れ庶績の咸熙まる所以なり。)(『笑雲抄』『仁月抄』)

・一抄云、三載、天地ノ数ハ三年一閏、五年再閏、七年三閏テ、天地モ変考スルゾ。(『一元抄』『仁月抄』『笑雲抄』)

・湖云、三載トハ、人ノヨイソ、悪イソト功ヲ考ルコトモ、一旦ニハ不成モノソ。人ノ善悪ヲ三年見テ知レ之者ゾ。績ハ功也。三考ト云ハ、三

載考一ヲ三ツ重ホドニ九年也。九年能考功、サテ幽ナ悪イ者ヲ黜ゾ。明ナ好キ者ヲ陟ゾ。(『仁月抄』『笑雲抄』)

三載黜陟幽明、梅云、載字尚書注作者。柳文注与尚書同。孔安国尚書注云、三年有成功、故以考功、九歳則能否幽明有別、黜退其幽者、升進其明者。(『仁月抄』『笑雲抄』)

注三載黜陟幽明トハ、三載一考トテ三年一度京へ上テ筭用ナントラシ、三三九、九年目ニ能治レハ官ヲアケラルルヲ陟明ノ方ニトル。又九年目ニ治悪ケレハ、退ラルル黜幽ノ方ニトル。(『彦龍抄』)

三載ハ三歳也。三歳ニ一度人ノ功ヲアラタメ見ルソ。又三年ニ一度善人ヲアゲ、悪人ヲシリソクルソ。コレハ天下ノ宰相ノワサ也。(『活字抄』)

『柳文抄』では、この底意は面白い。天下に役人となつて賃金をもらいながら、民の禍を治平することが出来ない者に対しては、上の者が罰するべきである。民は上下の身分が定まっているので、罰することが出来ない。この箇所は暗愚を退け、明察を挙げるという意である。最後に、文の始めに「載肉崇酒」とあつた、酒と肉でもてなすのだと解釈している。

『仁月抄』の某抄では、ここから第五段とする説と第四段とする説がある。「吾」は柳宗元のことであり、へりくだつていつた言葉であり、いまだ中央よりお呼びが無く、賤しい身分で辱められている者であると解する。「考績幽明の説に与ることを得ず」について、『尚書』舜典に「三載考績、三考黜陟幽明」とあるのを典拠とし、その正義を引用している。柳宗元が「舜が三年に一度諸官の成績を考査し、帝業に暗くて愚かな者を退け、明るくて賢い者を昇進させた」ことを、この作品に引用しているとす。「績」は「功」の意味であり、功績を考えよと言うことである。「幽」は悪いという意味であり、官爵を剥がされ、遠方に移されて退けられることを言う。「明」はその功績を考えて人に官爵を進め、土地をまして経営を行うことを言う。柳宗元は当時遠方に流され

て賤しい身分であり、功績を考え、愚かな者を退け、優れた者を昇進させることを天子に説くことの出来る人物ではない。もし自分にそのような官位があれば、存義のような功績のある人を薦め挙げることも出来るのに、それができないのが残念だとす。その代わりにせめてこの送行に当たつて酒と肉を勧めるのだとする。

また『仁月抄』の別の某抄では、どこの郡守となろうとも三年居れば善悪が現れるのであつて、三年に一度その功績を考え、暗愚な守を退け、明察な守を進め挙げる。総じて人はただ一度の交だけではその人の出処進退を理解しづらるので、守護も九年の間に三度考えて善悪を判断するとして、典拠の『尚書』の解釈をする。それを踏まえて、柳宗元は人の官位を決める身分でもなく、天子から命じられているわけでもない。そのため存義を高位高官に任ずることはできず、せめて酒と肉を添えてこの序文を書いて送ると解している。この解釈文は後に挙げる湖月の解釈と類似している。

他に、柳宗元が賤しい身分で、天子の意に添わず永州に流されたと、背景を付与したのも見られるが、おおよそ解釈内容に差異は見られない。湖月信鏡の解釈も同様である。『仁月抄』には、引用した者は不明であるが、「此ノ文、柳文一部之内、第一之傑文也ト云カ、聞コトナル文章之妙述ゾト、湖月ノ説ゾ。」と湖月がこの文章を称賛したことを記している。

先にも述べたように『古文真宝』のこの箇所の本文注には『尚書』舜典の典拠が示されている。『仁月抄』の某抄には、三年に一度諸官の功績を考査するという意味であり、三年に一度ずつ考え、三度考査ることから九年になるとす。『尚書』舜典について、桂林徳昌は『尚書』の正義を引用し(ここでは上述したため省略)、次いでそれに対する解釈として、三度考査することで九年となり、九年の内に人の賢愚や事の得失は明らかになり、これより明察なる者を挙げ、暗愚なる者を退ければ賞罰が明らかになるとす。

一元抄では、「閏」字について言及しているが、湖月信鏡を始め、他の僧の
解釈に差異は見られない。ただし、万里は「載」字について、『尚書』の注と『五百
家本』の注と校勘し、「考」字になっているものもあることを指摘する。

「其の往くに於いてや、故に賞するに酒肉を以てし、之に重ぬるに辞を以てす、
と。」

・上ノ載^レ肉崇^レ酒シメテ結ス。重ハ酒肉ト^{カサスル}二重也。辞ハ上ニ云ヘル且告也。

（『東北本』）

・重^{カサスルニ}之^ニ、酒肉ヲススムル上ニ、此ノ序ヲカイト送行ツカマツルゾ。以辞

トハ此序ヲ云ソ。カマイテ民ヲカワイガリアリテ、ヨク処ヲサメラレヨ
也。重^{カサスルニ}之^ニトハ酒肉ノ外ニト云コト也。賞スルニトハ、モテアソブ也。モ

テナシニハ酒肉ヲ以スト云心也。（『仁月抄』）

・於其^一、一抄云、送行ニ酒肉ヲ以テ餞ニシテ、其ノ上ニ此ノ一篇ノ序ヲカ
イテ送ソ。以^レ辞ト云ハ此序ヲ云ソ。（『仁月抄』『笑雲抄』）

・於其^一、我官ノ身ニ非ス。酒一盃申、作文ソ。君子贈也。（『彦龍抄』）

『仁月抄』の某抄では、酒と肉を勧め、その上にこの序を書いて送行したと
する。「辞」とはこの序のことを指し、行く先で民をかわいがってその地をよ
く治めよと、辞の概要を解説している。「重之」とは、酒や肉の他にという意味、
「賞」はもてなすという意味であり、酒と肉を以てもてなし、その上にこの辞
を送るという意味になることを言う。

煩瑣になるため本稿には取って引用しなかったが、『仁月抄』『笑雲抄』では、
全般を通して辞書を多く引用している。「涯」「切」「飲食」「而已」「焉」「然」
「豈」「爵」「達」「蚤」「黜」等について、『韻会拳要』や史書の注や『五百家本』
の注を参照し、その字の音義を調べている。彼地の作品を解釈するに当たって

の、追求する姿勢の一端が察せられる。

まとめ

この「送薛存義之任序」に対する諸禅僧の評価は極めて高い。その理由は『古
文真宝』の本文注に起因するようである。しかし、禅僧はこの作品のみに限ら
ず、柳宗元の作品全般について、文章構成が極めてしつかりしており、内容が
理解しやすいことを認識している。また、韓愈の文章をあまり高く評価してい
ないことも着目すべき点である。

『柳文抄』の抄者は『古文真宝』の諸注を見ており、『古文真宝』の抄者も
『五百家本』を参照していたことが分かった。禅林における柳宗元の作品解釈
を検討する場合、『古文真宝』に取り上げられている作品については、『古文
真宝』の抄も精査する必要がある。

作品一編の解釈を検討した結果、留意すべき点を述べる。まず製作背景に対
する解釈の仕方が禅僧によって異なっている。薛存義が零陵に赴く際に際して
作ったとする解釈、薛存義が零陵の任を終えてこれからどこかへ任として赴く
際に際して作ったとする解釈、薛存義が零陵から戻ってまた零陵に帰っていくに
際して作ったとする解釈である。薛存義が零陵の任を終えてこれからどこかへ
任として赴く際に際して作ったとする解釈を支持する禅僧が多いようである。こ
の解釈が妥当と言えるであろう。

内容の解釈については、諸抄に大きな差異は見られなかった。たとえば第二
段落の「向」の読み方や、第三段落の「平」の意味が具体的にはどのように平
等・平均にするのか、といった点で若干の差異が見られる箇所も存するが、解
釈の内容が大きく変わることはない。また、柳宗元が用いている典故について
深く追究し解釈している。禅僧が典拠にこだわっていたことが窺える。

諸抄間の関係について、既発表の論考で既に触れた点であるが、『柳文抄』

と『民博本』は深い関係があることを改めて認識させられた。^④『古文真宝』の抄については、『仁月抄』と『活字抄Ⅱ』、一元光演が関係している『一元抄』と『笑雲抄』と『仁月抄』が深い関係にあると言えよう。また『一元抄』の奥書にあるように、一元は桂林徳昌より受けた影響が強いことも言えよう。この作品読解を通じて室町時代の末期に『古文真宝』が盛んに受容されていたことが分かった。今後さらに『古文真宝』の作品読解を通じて、その諸抄の関係を明らかにしていく必要があると言える。

注

- ① 拙稿「日本中世禅林における柳宗元受容の研究―初期の場合―」（『中国古典文学研究』第五号 平成十九年）・拙稿「日本中世禅林における柳宗元受容―その過程と問題点―」（『愛媛大学教育学部紀要』第五十五巻 平成二十年）・拙稿「柳宗元を学んだ禅僧たち―韓愈との比較―」（『漢籍と日本人2』へ『アジア遊学』第一一六号）平成二十年）・拙稿「日本中世禅林における柳宗元受容の研究―中期の場合―」（『愛媛大学教育学部紀要』第五十六巻 平成二十一年）
- ② 拙稿「日本中世禅林における柳文解釈―「乗桴説」について―」（『中国古典文学研究』第七号 平成二十一年）
- ③ 『柳文抄』（両足院叢書 京都大学文学部国語学国文学研究室編 臨川書店 二〇一〇年）を参照。
- ④ 拙稿「建仁寺両足院所蔵『柳文抄』の編纂者について―国立民俗博物館所蔵五山版『新刊五百家註音弁唐柳先生集』書き入れ者との関係―」（『国語国文』第七十八巻第一号 平成二十一年）